

法然と比叡山

—送山門起請文を中心として—

中野正明

法然は四十三歳にして回心のあと、比叡山を下りて京都に住し念仏の行を説くようになったとは、ひとしく各種法然伝に記されるところであるが、その後の法然は比叡山に対してどのような立場をとっていたのであろうか。福井康順氏は

「法然伝についての二三の問題」(『印度学仏教学研究』五二—二)において、

法然の思想的立場を「内専修外天台」との評語によって位置付けられ注目を浴びた。しかしながら、法然とその門下達と比叡山については、いわゆる對抗的な立場としてとらえられることが多い。各種法然伝に描写される念仏者の弾圧・法難などはその現われと言える。ところが、昭和五十四年八月に滋賀県甲賀郡信楽町玉桂寺所蔵の木像阿弥陀如来立像の胎内から、源智造立願文一点と念仏結縁交名数巻が発見されたが、この四万六千にも及ぶ道俗貴賤・有縁無縁の人々の交名を細かに見ていくと、弾圧的行動をとったとされている為政者ならびに比叡山と専修念仏者との実質上の立場について、

再度検討を加えることの必要性が痛感されてくる。ここに元久元年(二二〇四)十一月七日付の送山門起請文をとりあげ、これについての史料の信憑性・社会的背景等を問題とするのは、そうした問題意識によるものである。

送山門起請文の伝来に関する検討は必ずしも充分とは言えず、原本の伝わらないという欠点から端を発し、内容的な面でも多くの疑問を生ずるに至っている。筆者は『黒谷上人語灯録』の基礎的研究—特に漢語灯録について—(『叢書』二九)において述べた通り、漢語灯録は宝永・正徳年間に良照義山によって開版されたものに比べると、嘉元四年(一三〇六)覚唱が了恵道光の正本を書写した二尊院本との校合を、元禄十一年(一六九八)に恵空得岸が行なったものの方がより原型に近いと考えている。すなわち、正徳版よりも恵空得岸本である千葉県善照寺所蔵本・大谷大学所蔵本の方が良質というのである。これは恵空得岸本に記される奥書によるもの

であるが、何よりも嵯峨二尊院所蔵の七箇条制誡の原本を底本として、両本の漢語灯録所収の「七箇条起請文」とを校合することによって得られたことであり、そうした点からすると、「七箇条起請文」と関連性が非常に深いこの送山門起請文についても同様のことが想定できるように思われ、再度この両本の対校を行なってみた。この校合作業と具体的な問題点の指摘については、拙稿「法然の送山門起請文について」〔『仏教史学研』二九一〕を参照して頂くことにして、結果のみを簡潔に述べることにすると、恵空得岸本に比べて正徳版に削除・挿入されている箇所はあまりにも多く、なかには熟語の相異・字句の異同とかではない長文のものがいくつもある。正徳版に見られるこのような表現の相異は本遺文のみにとどまらず全篇に亘つてのことであるが、それは魚魯倒置遺字闕脱の類とは到底見られない、良照義山の出来るだけ浄土宗教団としての色彩を強め、特に比叡山に対して妥協的な立場で起請文を送ったと表現することを目的とした作文意図を感じるものである。

法然の各種伝記のなかにもこの送山門起請文が収載されている。これら相互の対照も行なうことによって、いかに送山門起請文の記載が変遷を遂げたか、あるいはそれは何故に生じたのであるか等の検討をしなければならぬ。併せて漢語灯録本の記載と各伝記所収のものとの対照も必要である。送

山門起請文を所収する各伝記の記載を伝記の成立年代順に並べた対照表を前掲拙稿に載せてあるので同様に参照頂き、これから想起される送山門起請文自体の史料の信憑性に関する私見を述べてみたい。これも結果から述べると、法然伝所収の送山門起請文の記載は二系統に大別できる。一つは恵空得岸本漢語灯録の記載に忠実であり、天台的色彩もほぼ原文のままと見られる『琳阿本』と『古徳伝』であり、さらに一つは漢語灯録本に比べて、特に天台教学に関する記載を努めて排除しようとしているもの、すなわち『四巻伝』・『九巻伝』そして『四十八巻伝』である。『琳阿本』と『古徳伝』の記載は、恵空得岸本漢語灯録の記載に最も近く、両伝記の脱文箇所までもが一致している。逆にこのことは恵空得岸本が原型に近いことの証左でもある。これに対して、『九巻伝』には二箇所の大きい脱文と文章の改変一箇所が見られる。漢語灯録本には「就中源空当念仏余暇、披天台教釈、凝信心於玉泉之流、致渴仰於銀池之風、」と記されるところを、「就中源空壮年の昔は、天台の教釈を披て三観のとほそにつらなる、衰老の今は善導の章疏を伺て、九品の境にのそむといへども、」としているが、これは明らかに作文の行なわれた痕跡ということができ、それも『九巻伝』に關ける記載であつて、漢語灯録本の冒頭に見える「源空壮年之昔日、粗窺三観戸、衰老之今時、偏望九品境、」の箇所をここに挿入したこ

とに気がつく。勿論、「玉泉」とは湖北省当陽県の玉泉寺を指し、「銀池」とは天台山の銀地嶺を意味した比喩であり、すなわち非常に天台智顛に傾倒する表現であると言える。それは法然自身が天台の教釈を学んだ結果であった。そうした内容を善導の章疏に傾倒したとするのは、何らかの意図的な改変であることを想起させる。加えて『九卷伝』には冒頭の「叡山黒谷沙門源空」は削除されている。さらに、『四十八卷伝』ではこの部分を含む「恵心要集云」から「本来不好化導、天性不專弘教」までの何と二一六字に及ぶ大きな脱行が存する。この箇所は本起請文において法然が主張する教理的な根幹をなすところである。これを脱するとは、教学的な面で天台的色彩を排除しようとした編者の意志を考えるよりない。また『四卷伝』の脱文箇所が『九卷伝』のそれと一部の一致を見ることから、この『四卷伝』以前に原本あるいはそれに近いものが存して、これを底本として操作がなされたものと考えられ、了恵道光はそれを忠実に書写したのでであろうと思う。

このように原本の存在した可能性が明確になったわけであるが、その文体は従来良照義山開版の正徳版等による場合が多かったが、恵空得岸本系の記載の方がより原型に近い。ここに善照寺本漢語灯録所収の送山門起請文を掲げる。

送山門起請文三

法然と比叡山（中野）

叡山黒谷沙門源空敬白

当寺住持三宝護法善神御宝前

右源空壯年之昔日、粗窺三觀戸、衰老之今時、偏望九品境、是又先賢之古跡、更非下愚之所願、然近日風聞云、源空偏勸念仏教、謗余教法、諸宗依此陵夷、諸行依之滅亡云云、伝聞此旨、心神驚怖、終事聞于山門、議及于衆徒、可加炳誠之由、被申達貫首畢、此条一者恐衆勸、一者喜衆恩、所恐者以貪道之身、忽及山落之禁、所悅者銷謗法之名、永止花夷之誅、若非衆徒糺斷者、爭慰貪道之愁歎哉、凡弥陀本願云、唯除五逆誹謗正法云云、勸念仏之徒、爭謗正法、恵心要集云、聞一実道、入普賢願海云云、欣浄土之類、豈捨妙法哉、就中、源空当念仏余暇、披天台教釈、凝信心於玉泉之流、致渴仰於銀池之風、旧執猶存、本心何忘、且憑冥鑒、且仰衆察、但老後遁世之輩、愚昧出家之類、或入草菴剃頭、或臨松窓言志之次、以極樂可為所期、以念仏可為所行之由、時々以諷諫、是則齡衰不能練行、性鈍不堪研精之間、暫置難解難入之門、試示易往易修之道、仏智猶設方便、凡慮豈無斟酌哉、敢非存教之是非、只偏思機之堪不也、此条若可為法滅之縁者、向後宜從停止、愚蒙竊惑、衆斷宜定、本来不好化導、天性不專弘教、此外以僻説弘通、以虚誕披露、尤可有糺斷、尤可有炳誠、所望也、所欣也、此等子細、先年沙汰之時進起請了、其後于今不變、雖不能重陳、嚴誠既重疊之間、誓狀又及再三、上件子細、一事一言、以虚言設云釈者、毎日七万遍念仏、空失其利、墮在三途、現当三世依身、常沈重苦、永受楚毒、伏乞当寺諸尊滿山護法、証明智見、源空敬白、

元久元年甲子十一月七日

沙門源空在御判

私云、執筆宰相法印聖覚也、

この記述を送山門起請文の原文に近いものとしてその内容を見ると、正徳版に比べてかなり天台的色彩が強い。たとえば正徳版が「衆断宜_レ定、本来不_レ好_三化導、天性不_レ專_三弘教、」とあるのを脱しているが、法然はもともと化導・弘教は好まなかったと示していたのであろう。同じ様に「以_三虚誕披露、尤可_レ有_三乱断、尤可_レ有_三炳誡、所_レ望也、所_レ欣也、」とある文を脱しているが、この部分は、もし虚言であったならば乱断・炳誡があっても当然で、望むところ欣うところであるとさえ言い、法然の比叡山に対する信頼の念が知られる箇所である。さらに神文のなかで「当寺諸尊満山」の字句を脱しているが、これはまた比叡山のことを指すのであって、誓約を述べもし偽りであった場合の仏罰を受ける相手の名を記した箇所だけに、これを脱するのは何らかの意図を感じないでおられない。細部に至れば他にもこれらに類似した意味での改変が多く見られる。したがって、この恵空得岸本の記述を尊重すれば、法然の天台僧としての意識と、比叡山の衆徒達への刺激を何とか避けようとの意志が一貫して読み取られる。

法然は送山門起請文を比叡山に書き示すと同時に、七箇条から成る条文を門下等に示し誡飭をうながすため署名をつけたが（「二専院所蔵一七箇条制誡」）、従来ともするとこの両文書が同日付

でともに比叡山の天台座主真性に送られたと誤解されることが多く、このことが七箇条制誡の起章目的等に関する疑問の一因を成していた。しかし、法然が比叡山に送ったとすればそれは送山門起請文の方であり、これによって自らの真意を比叡山に表わしたのである。しかも、自ら「叡山黒谷沙門源空」と記して、神文においては比叡山の諸尊に対して、もし虚言であったならば七万遍の念仏もその利を失なって、三途に墮在しても構わないとの決意を述べている。しかるに、『四十八巻伝』等法然伝の成立過程のなかで、天台宗比叡山と専修念仏者の集団とを、まったく遊離して認識することが通例となっていてしまったのである。今後は法然とその門下らに対する弾圧・法難の実態、また比叡山との関係のなかでの法然の位置付け等について、こうした観点から再度見直す必要性を提示しなければならない。

（華頂短期大学講師）

雑誌紹介

月刊「宗教情報」

A4版・一二八頁・定価一六五〇円
すずき出版・毎月二〇日発行